

白石市の給与・定員管理等について（平成26年度）

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

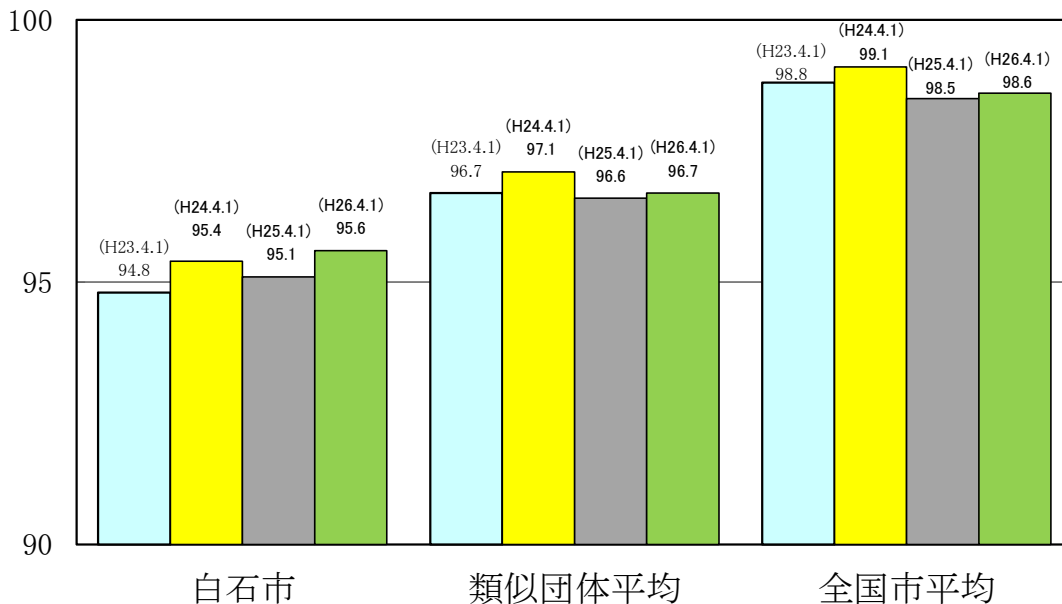
区分	住民基本台帳人口 (平成26年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 24年度の人件費率
25年度	人 36,623	千円 15,187,401	千円 660,220	千円 2,716,908	% 17.9	% 16.4

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 323	千円 1,236,289	千円 148,582	千円 443,705	千円 1,828,576	千円 5,661	千円 5,607

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成25年4月1日現在の人数である。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
3 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値である。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

【実施内容】

(給料表の改定時期) 平成27年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引き下げ。1級及び2級の初任給に係る号俸は引き下げなし。3級以上の級の高位号俸は50歳代後半層における官民の給与差を考慮して最大4%程度引き下げ。激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。
他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

【実施内容】

(内容) 地域手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)
白石市は非支給地のため、支給割合は0%

②その他の見直し内容

(内容) 管理職員特別手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成26年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
白石市	42.9 歳	316,221 円	361,780 円	335,378 円
宮城県	42.5 歳	325,697 円	402,675 円	360,391 円
国	43.5 歳	335,000 円	—	408,472 円
類似団体	42.7 歳	320,225 円	372,857 円	345,804 円

②技能労務職

区分	公務員				民間			参考 A/B	
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢		平均給与月額 (B)
白石市	48.6歳	33人	277,387 円	299,400 円	289,239 円	—	—	—	—
うち 業務員	50.2歳	15人	283,787 円	308,570 円	301,220 円	守衛	57.5 歳	266,800 円	1.16
うち 自動車運転手	53.8歳	4人	311,950 円	329,200 円	324,200 円	自家用乗用 自動車運転手	48.5 歳	237,900 円	1.38
うち 調理員等	45.5歳	14人	260,657 円	281,061 円	266,286 円	—	—	—	—
宮城県	51.0歳	216人	334,856 円	379,231 円	359,866 円	—	—	—	—
国	50.1歳	3,119人	287,992 円	—	326,611 円	—	—	—	—
類似団体	49.6歳	21人	310,621 円	336,564 円	323,268 円	—	—	—	—

区分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
白石市	4,700,268 円	— 円	—
うち 業務員	4,844,125 円	3,682,200 円	1.32
うち 自動車運転手	5,235,748 円	3,277,700 円	1.60
うち 調理員等	4,428,008 円	— 円	—

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成23～25年の3ヵ年平均)。

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成26年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成26年4月1日現在)

区分		白石市	宮城県	国
一般行政職	大学卒	172,200 円	178,800 円	172,200 円
	高校卒	140,100 円	144,500 円	140,100 円
技能労務職	高校卒	137,200 円	141,900 円	—
	中学卒	137,200 円	125,400 円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成26年4月1日現在）

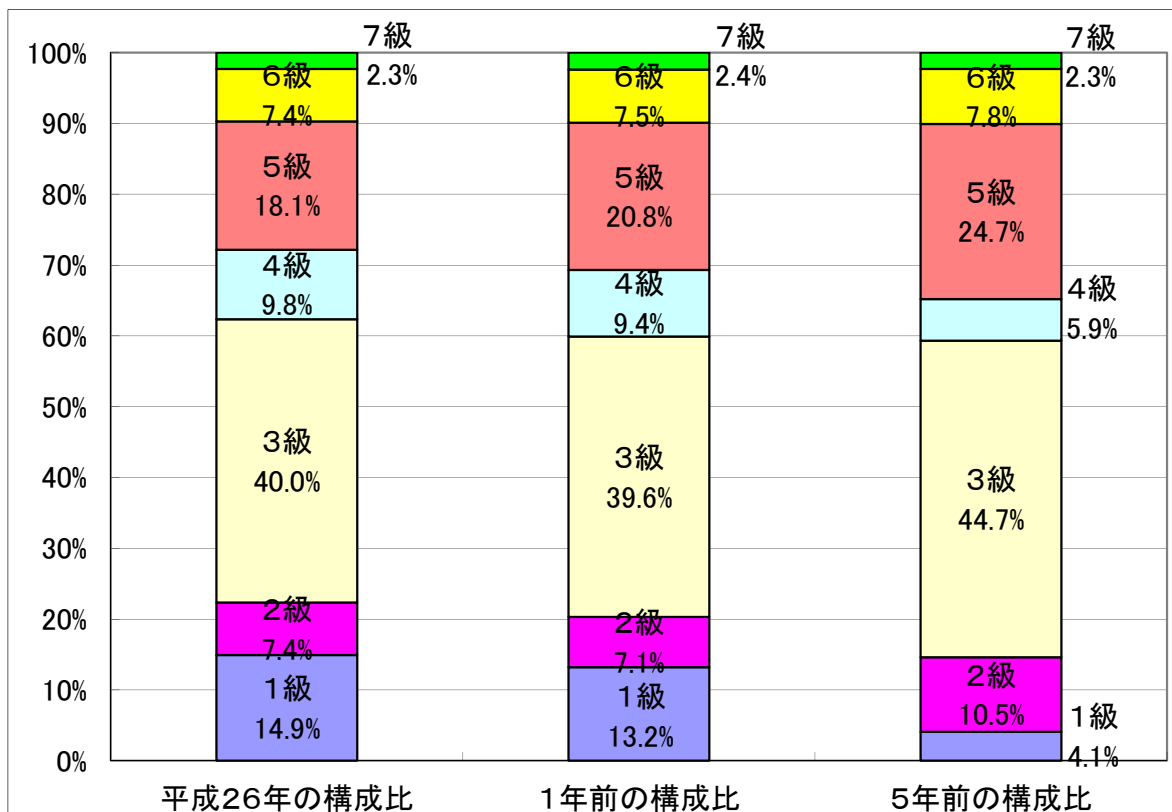
区分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	262,000 円	321,133 円	392,900 円	401,847 円
	高校卒	- 円	305,650 円	- 円	- 円
技能労務職	高校卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	中学卒	- 円	237,600 円	259,600 円	291,450 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成26年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7 級	部長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務(部長・会計管理者)	5 人	2.3 %	366,200 円	456,200 円
6 級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務(課長・室長・局長・上席参事)	16 人	7.4 %	320,600 円	422,600 円
5 級	相当高度の知識若しくは経験を必要とする業務を処理する課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務(課長補佐・次長・主幹・技術主幹)	39 人	18.1 %	289,200 円	400,600 円
4 級	課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務(主幹)	21 人	9.8 %	261,900 円	388,300 円
3 級	係長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が規則で定める職の職務(係長・主査・技術主査)	86 人	40.0 %	222,900 円	354,700 円
2 級	知識又は経験を必要とする業務を行う職務(主事・技師)	16 人	7.4 %	185,800 円	307,800 円
1 級	定型的な業務を行う職務(主事)	32 人	14.9 %	135,600 円	243,700 円

- (注) 1 白石市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

給与構造改革の導入により、昇給については、勤務成績の反映を一層きめ細かく行う目的で、従来の昇給幅を4分割されたところです。この目的を達成するため1月1日から12月31日までの1年間における業績、勤務態度や能力などを評価（内申方式）し、その評価に基づき、1月1日に実施する昇給の区分（0号俸から8号俸）を決定することとしております。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

白 石 市		宮 城 県		国	
1人当たり平均支給額(25年度) 1,359 千円		1人当たり平均支給額(25年度) 1,634 千円		—	
(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分		(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分		(25年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.35 月分 (0.65)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 15%～25%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5%～20% ・管理職加算 10%～25%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況(一般行政職)

基準日(6月1日・12月1日)以前の6ヶ月以内の期間における勤務成績(業績、勤務態度、能力等)を適正に評価し「極めて良好」「特に良好」「良好」「良好と認められない」の区分に応じて所属長が成績率を決定。

(2) 退職手当(平成26年4月1日現在)

白 石 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.6200 月分	27.0250 月分	勤続20年	21.6200 月分	27.0250 月分
勤続25年	30.8200 月分	36.5700 月分	勤続25年	30.8200 月分	36.5700 月分
勤続35年	43.7000 月分	52.4400 月分	勤続35年	43.7000 月分	52.4400 月分
最高限度額	52.4400 月分	52.4400 月分	最高限度額	52.4400 月分	52.4400 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%～45%加算)	
(退職時特別昇給)	無 ()				
1人当たり平均支給額	8,413 千円	20,936 千円			

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)	441 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	220,515 円

支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都のうち特別区	18 %	0 人	18 %
宮城県のうち仙台市	6 %	2 人	6 %
宮城県のうち 名取・多賀城・利府・富谷	3 %	0 人	3 %
地域手当補正後ラスパイレズ指数 (ラスパイレズ指数)			95.6 (95.6)

(注) 地域手当補正後ラスパイレズ指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレズ指数。

(補正前のラスパイレズ指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

(4) 特殊勤務手当 (平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)	396 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	11,314 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(25年度)	10.8 %
手当の種類(手当数)	3 種類

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (25年度決算)	左記職員に対する支給単価
市税事務従事職員の特殊勤務手当	総務部収納管理室の職員 総務部税務課の職員	市税徴収に関する業務	252 千円	月額 3,000円 日額 300円
社会福祉業務従事職員の特殊勤務手当	民生部福祉事務所保護係の職員	生活保護に関する業務	144 千円	月額 3,000円
感染症防疫作業従事職員の特殊勤務手当	防疫作業従事職員	防疫作業に関する業務	- 千円	日額 500円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	51,904 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	238 千円
支給実績(24年度決算)	56,034 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	256 千円

(注) 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」及び「支給実績(24年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (平成26年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	1 配偶者13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 ア 1人について6,500円、職員に配偶者がいない場合は、そのうち1人について11,000円) ※ 扶養親族である子のうち満15歳に達する日以後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ	-	30,410 千円	225,259 円
住居手当	1 借家・借間に居住している職員 ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃-12,000円 イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 11,000円+(家賃-23,000円)÷2 27,000円を限度	同じ	-	13,223 千円	254,288 円

通勤手当	1 交通機関等の利用者 支給限度額 55,000円 定期券使用が最も経済的・合理的である区間については、支給単位期間(6箇月を限度)に対応する通用期間の定期券の価額とし、それ以外の区間については回数乗車券等による通勤21回分の運賃等の額 2 自動車等の使用者 使用距離(片道2km以上)により2,000円～24,500円	一部異なる	2について 使用距離区分	14,660 千円	63,190 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 ※支給額 (23,800円～53,600円)	一部異なる	支給額	22,122 千円	526,714 円
休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務した職員に支給 ※支給額 勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ	-	- 千円	- 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給 ※支給額 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ	-	- 千円	- 円
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間および休日等に、本来の勤務に従事しないで宿日直勤務を行った職員に支給 ※支給額 勤務1回につき 4,200円	同じ	-	- 千円	- 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が臨時又は緊急その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に支給 ※支給額 勤務1回につき 4,000円～8,000円	同じ	-	- 千円	- 円
災害派遣手当及び武力攻撃災害等派遣手当	災害応急対策又は災害復旧のため国又は他の地方公共団体から派遣された職員が、住所又は居所を離れて市の区域に滞在する場合に支給 ※支給額 1日につき最高6,620円	同じ	-	- 千円	- 円

5 特別職の報酬等の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額		等	
給 料	市 長	854,100 円	(949,000 円)	(参考)類似団体における最高/最低額 989,000 円 / 259,000 円			
	副 市 長	723,900 円	(762,000 円)	816,000 円 / 483,000 円			
報 酬	議 長	443,600 円	(455,000 円)	545,000 円 / 230,000 円			
	副 議 長	374,400 円	(384,000 円)	474,000 円 / 200,000 円			
	議 員	351,900 円	(361,000 円)	442,000 円 / 180,000 円			
期 末 手 当	市 長	(25年度支給割合) 2.95 月分					
	副 市 長	2.95 月分					
退 職 手 当	議 長	(25年度支給割合) 2.95 月分					
	副 議 長	2.95 月分					
	議 員	2.95 月分					
備 考	市 長	(算定方式)	(1期の手当額)	(支給時期)			
	副 市 長	949,000×48月×0.44	20,042,880 円	任期毎に支給			
		762,000×48月×0.26	9,509,760 円	任期毎に支給			

- (注) 1 給料及び報酬の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

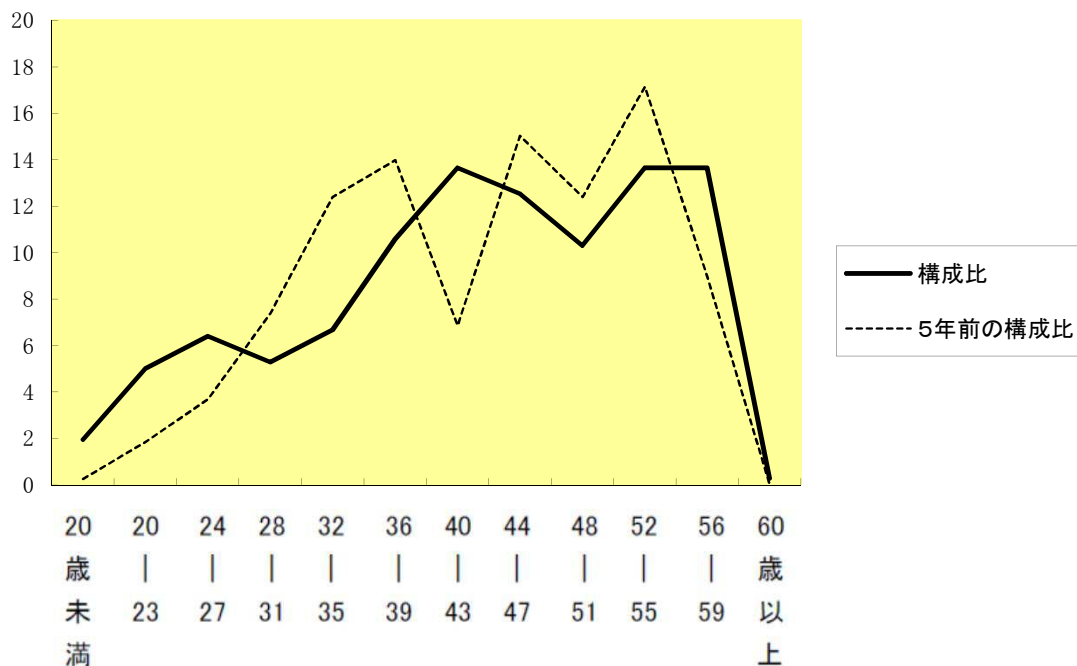
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

区 分		職 員 数		対前年 増減数	主 な 増 減 理 由
		平成26年	平成25年		
普 通 会 計 部 門	議会・総務	84	80	4	配置換に伴う増
	一般行政部門	25	25	0	
	税務	97	103	△6	組織改編に伴う減
	福祉	33	32	1	配置換に伴う増
	経済 土木	22	23	△1	配置換に伴う減
	計	261	263	△2	<参考> 人口1万人当たり職員数 71.27 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 71.69 人)
	教育部門	62	61	1	配置換に伴う増
	小 計	323	324	△1	<参考> 人口1万人当たり職員数 88.20 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 93.66 人)
公 営 企 業 計 等 部 門	水道	12	12	0	
	下水道	6	6	0	
	その他	19	19	0	
	小 計	37	37	0	
合 計		360	361	△1	<参考> 人口1万人当たり職員数 98.30 人
		[410]	[410]	[0]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。
 2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成26年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳 ~ 23歳	24歳 ~ 27歳	28歳 ~ 31歳	32歳 ~ 35歳	36歳 ~ 39歳	40歳 ~ 43歳	44歳 ~ 47歳	48歳 ~ 51歳	52歳 ~ 55歳	56歳 ~ 59歳	60歳以上	計
職員数	7人	18人	23人	19人	24人	38人	49人	45人	37人	49人	49人	1人	359人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	21年	22年	23年	24年	25年	26年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	272	264	270	270	263	261	△ 11 (△ 4.0%)
教育	65	63	63	63	61	62	△ 3 (△ 4.6%)
普通会計計	337	327	333	333	324	323	△ 14 (△ 4.2%)
公営企業等会計計	41	40	40	39	37	37	△ 4 (△ 9.8%)
総合計	378	367	373	372	361	360	△ 18 (△ 4.8%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
25年度	千円 839,040	千円 37,879	千円 55,365	% 6.60	% 7.40

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 4,066千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 12	千円 40,324	千円 4,803	千円 14,304	千円 59,431	千円 4,953	千円 6,123

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
白石市	42.0 歳	285,788 円	412,718 円
団体平均	45.0 歳	342,822 円	509,358 円
事業者	歳	円	円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

白石市水道事業		白石市 (一般行政職)	
1人当たり平均支給額(25年度)	1,192 千円	1人当たり平均支給額(25年度)	1,359 千円
(25年度支給割合)		(25年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(1.45)月分	(0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5%~15%		・役職加算 5%~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成26年4月1日現在）

白石市水道事業			白石市（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	21.6200 月分	27.0250 月分	勤続20年	21.6200 月分	27.0250 月分
勤続25年	30.8200 月分	36.5700 月分	勤続25年	30.8200 月分	36.5700 月分
勤続35年	43.7000 月分	52.4400 月分	勤続35年	43.7000 月分	52.4400 月分
最高限度額	52.4400 月分	52.4400 月分	最高限度額	52.4400 月分	52.4400 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
(退職時特別昇給	無)		(退職時特別昇給	無)	
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	8,413 千円	20,936 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	0 円

支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
東京都のうち特別区	18 %	0 人	18 %
宮城県のうち仙台市	6 %	0 人	6 %
宮城県のうち 名取・多賀城・利府・富谷	3 %	0 人	3 %

エ 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	822 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	69 千円
支給実績(24年度決算)	1,044 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	80 千円

(注) 1 時間外手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」及び「支給実績(24年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	1 配偶者13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 ア 1人について6,500円、職員に配偶者がいない場合は、そのうち1人について11,000円) ※ 扶養親族である子のうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ	-	829 千円	207,250 円
住居手当	1 借家・借間に居住している職員 ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃-12,000円 イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 11,000円+(家賃-23,000円)÷2 27,000円を限度	同じ	-	549 千円	274,500 円
通勤手当	1 交通機関等の利用者 支給限度額 55,000円 定期券使用が最も経済的・合理的である区間については、支給単位期間(6箇月を限度)に対応する通用期間の定期券の価額とし、それ以外の区間については回数乗車券等による通勤21回分の運賃等の額 2 自動車等の使用者 使用距離(片道2km以上)により2,000円～24,500円	同じ	-	433 千円	54,125 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 ※支給額 (23,800円～53,600円)	同じ	-	827 千円	827,000 円
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間および休日等に、本来の勤務に従事しないで宿日直勤務を行った職員に支給 ※支給額 勤務1回につき 4,200円	同じ	-	1,344 千円	112,000 円

休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務した職員に支給 ※支給額 勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ	-	- 千円	- 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給 ※支給額 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ	-	- 千円	- 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が臨時又は緊急その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に支給 ※支給額 勤務1回につき 4,000円～8,000円	同じ	-	- 千円	- 円

8 公営企業職員の状況

(1) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 24年度の総費用に占 める職員給与費比率
25年度	千円 774,361	千円 10,675	千円 21,065	% 2.72	% 2.97

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 13,122 千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
25年度	人 6	千円 23,760	千円 1,766	千円 8,661	千円 34,187	千円 5,698	千円 6,093

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成26年3月31日現在の人数である。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況 (平成26年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
白石市	46.2 歳	343,973 円	474,824 円
団体平均	44.0 歳	340,516 円	507,458 円
事業者	歳	円	円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

白石市下水道事業		白石市 (一般行政職)	
1人当たり平均支給額(25年度)		1人当たり平均支給額(25年度)	
1,444 千円		1,359 千円	
(24年度支給割合)		(24年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.35 月分	2.60 月分	1.35 月分
(1.45)月分	(0.65)月分	(1.45)月分	(0.65)月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置		職制上の段階、職務の級等による加算措置	
・役職加算 5%~15%		・役職加算 5%~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（平成26年4月1日現在）

白石市下水道事業			白石市（一般行政職）		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.6200 月分	27.0250 月分	勤続20年	21.6200 月分	27.0250 月分
勤続25年	30.8200 月分	36.5700 月分	勤続25年	30.8200 月分	36.5700 月分
勤続35年	43.7000 月分	52.4400 月分	勤続35年	43.7000 月分	52.4400 月分
最高限度額	52.4400 月分	52.4400 月分	最高限度額	52.4400 月分	52.4400 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
(退職時特別昇給	無)		(退職時特別昇給	無)	
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円	1人当たり平均支給額	8,413 千円	20,936 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、25年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当

(平成26年4月1日現在)

支給実績(25年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	0 円

支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
東京都のうち特別区	18 %	0 人	18 %
宮城県のうち仙台市	6 %	0 人	6 %
宮城県のうち 名取・多賀城・利府・富谷	3 %	0 人	3 %

エ 時間外勤務手当

支給実績(25年度決算)	576 千円
職員1人当たり平均支給年額(25年度決算)	96 千円
支給実績(24年度決算)	443 千円
職員1人当たり平均支給年額(24年度決算)	74 千円

(注) 1 時間外手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員一人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(25年度決算)」及び「支給実績(24年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

オ その他の手当（平成26年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (25年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (25年度決算)
扶養手当	1 配偶者13,000円 2 配偶者以外の扶養親族 ア 1人について6,500円、職員に配偶者がいない場合は、そのうち1人について11,000円) ※ 扶養親族である子のうち満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき5,000円加算	同じ	-	1,007 千円	201,400 円
住居手当	1 借家・借間に居住している職員 ア 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃-12,000円 イ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 11,000円+(家賃-23,000円)÷2 27,000円を限度	同じ	-	- 千円	- 円
通勤手当	1 交通機関等の利用者 支給限度額 55,000円 定期券使用が最も経済的・合理的である区間については、支給単位期間(6箇月を限度)に対応する通用期間の定期券の価額とし、それ以外の区間については回数乗車券等による通勤21回分の運賃等の額 2 自動車等の使用者 使用距離(片道2km以上)により2,000円～24,500円	同じ	-	184 千円	61,333 円
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給 ※支給額 (23,800円～53,600円)	同じ	-	- 千円	- 円
宿日直手当	正規の勤務時間以外の時間および休日等に、本来の勤務に従事しないで宿日直勤務を行った職員に支給 ※支給額 勤務1回につき 4,200円	同じ	-	697 千円	116,167 円

休日勤務手当	祝日法による休日等に勤務した職員に支給 ※支給額 勤務1時間当たりの給与額×135/100×勤務時間数	同じ	-	- 千円	- 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員に支給 ※支給額 勤務1時間当たりの給与額×25/100×勤務時間数	同じ	-	- 千円	- 円
管理職員特別勤務手当	管理又は監督の地位にある職員が臨時又は緊急その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等に勤務した場合に支給 ※支給額 勤務1回につき 4,000円～8,000円	同じ	-	- 千円	- 円